

令和元年8月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和元年8月20日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和元年8月20日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 会議室
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時01分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
教育委員	水沼 章文
教育委員	川端 知里
教育委員	岡田 新司

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	大山 祐二
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	田村 嘉則
学校教育部参事兼学校総務課担当課長兼市民文化会館長	白石 雅昭
学校教育部参事兼施設課長	宮野 和明
学務課長	小岩井 稔之
指導課教職員担当課長	佐山 宏樹
指導課担当課長兼教育相談センター所長	正籬 洋子

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	関根 敦夫
社会教育部参事兼中央公民館長	須藤 俊英
社会教育課生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長	根岸 昌史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	野口 美明
スポーツ推進課スポーツ施設担当課長	伊田 孝史

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	谷本 慎太郎

VIII 署名委員の指名
水沼委員

IX 会議に附した議案

議案第 35 号 令和元年度教育委員会点検・評価報告書について

議案第 36 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第 37 号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について

報告第 34 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱に係る
専決処理について

報告第 35 号 神明貝塚の史跡指定に係る意見具申について

報告第 36 号 春日部市各種スポーツ競技会等出場補助金交付要綱の制定について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから8月定例教育委員会を開会いたします。

初めに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回の会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回の会議録は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名を頂いてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第35号 令和元年度教育委員会点検・評価報告書についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第35号、令和元年度教育委員会点検・評価報告書について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、平成30年度の教育委員会の事務の点検・評価を実施し、令和元年度教育委員会点検・評価報告書としてまとめたため、別冊のとおり提案するものでございます。

内容については、別冊、令和元年度、教育委員会点検・評価報告書をご覧くださいと思います。

報告書の作成におきましては、同法第26条第2項で規定する、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、学識経験者3名をもって組織する春日部市教育委員会事務評価委員会を設置し、3回の会議を開催いたしました。会議では、春日部市の教育行政全般について、様々な視点から、ご意見を伺ったところでございます。

このたび、報告書66ページから69ページに学識経験者による意見として、まとめさせていただきました。

なお、併せまして、7月定例会以降、事務評価委員の方々からご意見等をいただいた中で、修正箇所が生じたので、議案第35号参考資料として配布いたしましたので、ご

覧いただきたいと思ひます。

今後の予定ですが、本日の議決、成立をいただいた上で、市長及び市議会議長に報告するとともに、8月末に開会予定の9月定例市議会に報告書を提出いたします。

そして、9月定例市議会閉会后、教育委員会のホームページに掲載するほか、市役所市政情報室をはじめ、教育センター、各公民館に配架し、市民等に公開してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

今年度の報告書におきましても、精査されており、素晴らしい出来上がりだと感じました。

30ページ、今後の課題の最後のところですが、今年度より江戸川小中学校の前期課程の児童が乗車しておりますスクールバスのことが書かれております。末尾にあります、安全安心に利用できるよう見直しを検討する必要があるとありますが、この見直しを検討するとは、どの様なことなのか教えていただきたいと思ひます。

また、以前にも話しましたが、スクールバスでの通学と、徒歩での通学班の時に、その通学途中で教わるものや教えるもの、6年生が先頭を歩き引率し、その後ろを下級生が歩いていくという、社会勉強もできるチャンスなのだと思います。江戸川小中学校以外の小学校においても、このような事があろうかと思ひます。

今年度から江戸川小中学校では、スクールバスに乗せて学校まで行く中で、乗車するまでや乗車中に先生はいませんから、1学期が終わり夏休みに入っておりますが、今までの児童達の状況などを教えていただけたら幸いです。

鎌田教育長

小岩井課長、お願いします。

小岩井学務課長

スクールバスが28人乗りのものでございまして、現在の乗車人数が25人から26人と、満席に近い状況で運行しております。

報告書30ページにあります学校との連携を図りとは、今後、スクールバスが定員オーバーとならないようスクールバス運行ルートの見直し等、学校との連携を図りながら、また、保護者の代表を募りながら、必要な見直しを検討していく必要があるという趣旨のものでございます。

次に、2点目の通学班に関しましては、江戸川小中学校の場合、1年生から6年生までがスクールバスに乗車してございまして、新学期が始まった時期に、1年生はバスの車内でシートベルトをするのが大変な状況でした。このような状況に上級生が気づき、2人掛けの座席には、上級生と下級生と一緒に座るような配慮も行い、上級生が下級生の面倒を見

たり、お世話をしたりと、上級生と下級生が相互に交流や連携のできるような形を工夫しながら行っている状況です。

水沼委員

公共交通機関のマナーを勉強するうえでは、大変素晴らしいことだと思います。
今後とも安心安全をモットーに、よろしくお願いします。
ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。
議案第35号 令和元年度教育委員会点検・評価報告書について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第35号は、原案どおり可決と決しました。
次に、議案第36号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題としますが、議案36号及び議案第37号については9月市議会定例会に上程する議案に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

鎌田教育長

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

それでは、議案第36号について、説明を求めます。
田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

議案書2ページをご覧ください。
議案第36号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。

議案書 3 ページをご覧ください。

本条例は、全 12 条で構成されております。

条文の最後 15 ページにある第 12 条をご覧ください。

英語指導助手の報酬等に関する条例の廃止についてでございますが、学校に英語指導助手、いわゆる ALT が導入された黎明期は、市で ALT を特別職として、直接雇用しておりました。しかしながら、現在は、派遣会社との委託契約により業務を行っており、ALT 本人との契約は行っておりません。

今後の可能性として、念のため直接雇用する場合もあると考え、これまで条例を存続させていた次第でございますが、このたびの法改正に伴い、今後、市が派遣会社を通さず、直接雇用する場合は、会計年度任用職員となります。従いまして、市が英語指導助手を直接雇用する際は、今後制定される、春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例が適用されることとなります。そのため、この英語指導助手の報酬等に関する条例は不要となるため、廃止するものでございます。

次に、議案書 11 ページをご覧ください。

11 ページ、一番下にあります第 7 条、春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、次のページ中段から始まり、翌 13 ページまでの、別表第 2 をご覧ください。

一番下でございますように、これまで規定のなかった学校評議員が特別職非常勤職員としての任用になり、報酬が支給されることとなります。なお、報酬額につきましては、春日部市を除く、東部教育事務所管内 14 市町及びさいたま市の状況を考慮して決定いたしました。

次に同じく別表第 2 にある 12 ページの改正前の欄をご覧ください。

現在特別職である、さわやか相談員や学校教育専門員が特別職ではなくなり、会計年度任用職員に移行するものでございます。なお、報酬等については、今後制定される春日部市会計年度任用職員の任用及び給与その他の勤務条件に関する条例が適用されることとなります。

最後に 15 ページにあります、附則をご覧ください。

この条例の施行期日を令和 2 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第 36 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第37号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算についてを議題とし、説明を求めます。

篠原次長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第37号、令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

提案理由でございますが、9月定例会市議会に提案する令和元年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく提案するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましては、別添の令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算書及び事業別概要書（第4号）に基づき、説明申し上げます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1表、歳出予算補正で総括表でございます。

10款、教育費、補正前の額、57億4,459万円に、1,655万8千円を増額し、補正後の額を57億6,114万8千円とするものでございます。

次に、2ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。

表のとおり、英語指導助手派遣をはじめ7件について、追加で設定するものでございます。

次に、歳入及び歳出の事業別概要について、主な内容を説明申し上げます。

まず、歳入でございます。3ページをご覧ください。

最上段、16款、寄附金、小学校費寄付金、59万9千円の増及び、その下、中学校費寄付金、39万9千円の増は、教育環境の充実を目的とした寄附の受入れがあるため、補正するものでございます。

次に、歳出でございます。4ページをご覧ください。

最上段、小学校運営事業、60万円の増は、寄付の受入れに伴い、庁用備品等を整備するため、補正するものでございます。

次に、その下、小学校施設維持・管理事業、1,012万円の増は、旧富多小学校前の埋設管の撤去及び豊野小学校のフェンスの破損を修繕するため、補正するものでございます。

次に、その下、中学校運営事業、40万円の増は、寄付の受入れに伴い、庁用備品等を整備するため、補正するものでございます。

次に、その下、中学校施設維持・管理事業、543万8千円の増は、春日部南中学校の給食室給水配管等の不具合を改善するため、補正するものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第37号 令和元年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案どおり可決と決しました。

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第34号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。

田村課長、お願いします。

田村学務指導担当次長（兼）指導課長

報告第34号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医の委嘱に係る専決処理について、報告申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。

春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校歯科医を委嘱したので、同規則第4条第2号の規定により報告いたします。

なお、委嘱した学校歯科医名簿は、18ページにございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第35号 神明貝塚の史跡指定に係る意見具申についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

報告第35号、神明貝塚の史跡指定に係る意見具申について報告申し上げます。

議案書19ページをご覧ください。

西親野井地区に所在します、神明貝塚を国指定文化財（史跡）に指定するよう、文部科学大臣あてに意見具申いたしましたので報告いたします。

議案書22ページをお開き願います。令和元年7月24日付けで、文化財保護法第189条の規定に基づき、神明貝塚の史跡指定に関する意見具申を、また議案書23ページのとおり、同法第113条に規定する管理団体の指定について文化庁長官あて意見具申を行ったものでございます。なお、両意見具申につきましては、埼玉県教育委員会教育長の意見を付して7月31日付けで文部科学大臣及び文化庁長官あてに、進達されましたことを報告いたします。

続きまして、議案書20ページをご覧ください。意見具申の内容でございますが、国指定文化財（史跡）にすべき重要な価値として4点が挙げられます。

1点目として、完全な形で現存する東京湾岸最北・最奥の大型環状貝塚であることでございます。

2点目には、神明貝塚は今から3,800年前～3,500年前の300年にかけて、縄文の村や貝塚の形成を行い、その過程を如実に示すことができる点でございます。

3点目には、縄文人の資源利用の多様性を示す遺跡であることでございます。一般的な貝塚では莫大な量の貝殻や魚の骨、獣の骨の集積が特徴的ですが、神明貝塚では特にクルミや栗などの植物資料が多く発掘され、縄文時代の食料資源について、多くの情報を持ち合わせている点でございます。

4点目として、東京湾岸の貝塚群を代表する遺跡であることでございます。東京湾岸は全国でも有数の貝塚密集地帯であり、神明貝塚はその一翼を成しております。しかし、多くの貝塚は開発行為により失われており、貝塚全体が良好に保存され、現物として当時の全体像を示すことができる数少ない貝塚であり、国の歴史を語る上で欠かすことのできない遺跡である点でございます。

続きまして、2管理団体指定の意見具申でございますが、21ページに史跡予定範囲を図示しております。現在、所有者は市を含めまして23名によって分有されているために、所有者個々による史跡の一元的な管理や保存は難しい状況にあります。文化財保護法第3条の規定に基づき文化財の適切な保存は自治体の責務でありますことから、同法113条に規定する管理団体として春日部市が適当であることを、文化庁長官あてに意見具申しました。

なお、今回の意見具申による史跡指定の予定面積でございますが、市有地642.53㎡、民有地1万9,234.41㎡、合計1万9,876.94㎡となります。図の中央、破線で囲われました一筆につきましては、地権者から史跡指定の同意を得られず、今般の手続きでは見送った範囲でございますが、同意が得られ次第、速やかに追加指定の意見具申を図ってまいりたいと考えております。

最後に、指定に向けたタイムスケジュールでございますが、10月から国文化審議会をはじめ、専門部会による調査・審議が着手され、11月中旬頃には国の文化審議会から文

部科学大臣あてへ国史跡指定の答申が、2月末の官報告示をもって、正式な国史跡の指定といった、例年のスケジュールで進められる予定でございます。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第36号 春日部市各種スポーツ競技会等出場補助金交付要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

野口課長、お願いします。

野口スポーツ推進課長

報告第36号、春日部市各種スポーツ競技会等出場補助金交付要綱の制定について、報告いたします。

議案書25ページをご覧ください。

この要綱は、スポーツ振興を図るため、各種スポーツ競技会等に出場する市民等に対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものです。日本体育協会から日本スポーツ協会及び埼玉県体育協会から埼玉県スポーツ協会への名称変更に伴いまして、平成30年3月28日に制定しました春日部市各種スポーツ競技会等出場補助金交付要綱を廃止し、新たに要綱を制定したものです。

制定の内容についてでございますが、条文中、体育協会となっている箇所を、スポーツ協会へと字句の修正をしております。

なお、この要綱は、令和元年8月1日に制定し、同日に、施行されております。

報告は、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

大山学校教育部長

9月定例会につきましては、9月25日、水曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階会議室での開催を予定しております。

以上でございます。

鎌田教育長

以上で、8月定例教育委員会を閉会いたします。